

令和7年度

山本処理場下水圧送管電磁流量計交換業務

業務委託仕様書

1 業務名

山本処理場下水圧送管電磁流量計交換業務

2 業務概要

本業務は、山本処理場から下水処理場へ汚水を圧送する際に使用する、汚水流量計測用の電磁流量計を更新するものである。

3 業務履行場所

- (1) 札幌市厚別区厚別町山本 1065 番地
(山本処理場山本地区 C ブロック 流量計室)

4 履行期間

契約の日から 令和 7 年 12 月 19 日まで

5 作業時間

午前 9 時 ～ 午後 4 時（時間帯厳守）とする。

6 業務内容

交換箇所については、別途図面を参照すること。

- (1) 電磁流量計（検出器・変換器）の交換を行うこと。

ア 流量計室に設置されている既設の検出器【AXF150G】を撤去し、新設の検出器【AXG150W】を設置すること。設置の際に配管、架台に大幅な加工が必要な場合は、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

イ C ブロック集水ポンプ現場盤（流量計室上部）に設置されている既設の変換器【AXFA11G】を撤去し、新設の変換器【AXG1A】を設置すること。設置の際に電気盤内で大幅な加工が必要な場合は、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

- (2) 交換後、動作試験及び試運転調整を行い、精度内で流量が確保されていることを確認すること。

7 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は業務全体の品質・安全確保ため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において、主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

8 業務責任者

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり業務責任者を定め業務責任者指定通知書を委託者に提出すること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、業務従事者に作業内容及び業務主任の指示事項を伝え、その周知徹底を図ること。
- (3) 業務責任者は、業務の経験、知識を有し、業務の全体を管理できる者であること。なお、業務責任者は業務従事者を兼ねることができる。

9 提出書類

- (1) 業務着手時に提出するもの
 - ア 業務着手届 1部
(業務責任者通知書(経歴書及び資格に関する書類、保険証の写し等を含む)・工程表)
 - イ 業務計画書 1部
 - ウ 緊急時連絡体制表 1部
- (2) 業務完了時に提出するもの
 - ア 業務完了届 1部
 - イ 業務報告書 1部
 - ウ 業務写真 1部

10 諸法規の遵守

受託者は業務の施行に当たり、労働基準法・労働安全衛生法・労働災害保障保険法・道路交通法等の諸法令を遵守し、運営・適用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

1.1 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

1.2 点検、承認

業務責任者は、業務に使用する機材について、事前に業務主任の点検又は承認を受けなければならない。

1.3 業務中の検査

業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務主任の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

1.4 業務現場管理

- (1) 業務責任者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 業務責任者は常に処理場管理者と連絡を取り合い、異常時に対処できる準備をしておかななければならない。
- (3) 業務責任者は業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷が生じた事故及び第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を業務主任に報告しなければならない。

1 5 補償・事故対応

(1) 損害の補償

受託者の故意又は過失により生じた施設等の損害（完了後に発覚した本作業に起因する設備不具合も含む）を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

(2) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

また、本作業に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。

1 6 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

1 7 環境負荷の低減

(1) 履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) ゴミの減量、資源物のリサイクルに努めること。

(3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものを使用すること。使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。

(4) 使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。

特記仕様書

1. 作業前後の写真撮影を行うこと。
2. 施工については、原則平日に行うこと。
3. 電気盤の停電・復電作業については業務主任の指示のもと行うこと。
4. 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
5. 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
6. 作業時間は、原則午前9時～午後4時までとする。
7. 業務実施に必要な機器、工具、消耗品類及び廃棄物処分費は、受託者負担とする。
8. 業務中又は業務終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
9. 検査後1年間は保証期間とする。また、その後においても、受託者の施工上の不備により、当該施設及び装置に障害が発生したことが明らかになった場合は、委託者と協議し、対処すること。
10. 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
11. その他この仕様書に定めのない事項や作業の実施において、疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。

12 問合せ先

住 所 札幌市厚別区厚別町山本 1065 番
担 当 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所山本処理場 小笠原
電 話 011-893-0105
FAX 011-893-3981